

## 出産費資金貸付についての注意事項

### 貸付対象者

「出産育児一時金の請求権がある方」で、次の **か** のどちらかに該当する方が対象です。

出産予定日まで1ヵ月以内の方、または出産予定日まで1ヵ月以内の家族のいる方  
妊娠4ヵ月以上で、医療機関に一時的な支払が必要となった方、または妊娠4ヵ月  
以上の家族が、医療機関に一時的な支払が必要となった方  
事業主様に保証人になっていただく必要があります。

### 貸付金額

貸付の金額は、出産育児一時金の8割の額になります。

### 利息

貸付金には、利息はかかりません。

### 返済方法

貸付申込者は、出産育児一時金の受け取りを健康保険組合の理事長に委任していただきます。  
出産終了後、「出産育児一時金」の手続き時に、支給金額（30万円）と貸付金額を相殺し、  
残りの差額をお支払いします。

### 申し込み方法

- a．出産費資金貸付申込書
- b．委任状
- c．借用証

以上3点と、次の書類を添付し、健康保険組合へ提出してください。

ア．上記の **に** あたる方は、「母子健康手帳」の「出産予定日」が記載されている頁の  
写し、またはその他「出産予定日まで1ヵ月以内であることを証明する書類」

イ．上記の **に** あたる方は、「母子健康手帳」の「出産予定日」が記載されている頁の  
写し、またはその他「妊娠4ヵ月以上であることを証明する書類」

および「医療機関等からの出産に要する費用の請求書または領収書の写し」

以上の書類を受付後、1週間程度でご指定の口座へお振込みします。

出産終了後、「出産育児一時金請求書」を健康保険組合へ提出してください。

残りの差額を健康保険組合からお支払いします。

以上の内容でわからないことがありましたら、大阪自動車整備健康保険組合保険組合へおたずねください。